

第21回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 平成31年3月27日(水) 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 9名

1番 橋 場 和 幸

2番 嵯 峨 弘 巳

3番 白 川 英 之

4番 谷 口 正 明

5番 白 川 俊 明

6番 百 々 栄 二

8番 阿 部 栄 子

10番 篠 原 弘

11番 堀 金 澄 恵

4 出席職員 3名

事務局長 中 田 昌 浩

農政係長 酒 井 美 和 子

農地係 長 島 宇 哉

5 議 事

- | | | |
|---------|---------|---------------------------------------|
| 日程第 1 | | 総会成立報告 |
| 日程第 2 | | 開会 |
| 日程第 3 | | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 4 | | 会期の決定 |
| 日程第 5 | | 会務報告 |
| 日程第 6 | 報告第 1 号 | 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について |
| 日程第 7 | 議案第 1 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 8 | 議案第 2 号 | 農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について |
| 日程第 9 | 議案第 3 号 | 農地法第 5 2 条の規定による賃借料情報の提供について |
| 日程第 1 0 | 議案第 4 号 | 農地法施行規則第 1 7 条の規定による別段面積（下限面積）の設定について |
| 日程第 1 1 | 議案第 5 号 | 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について |
| 日程第 1 2 | 議案第 6 号 | 農用地利用集積計画作成要請について |
| 日程第 1 3 | 議案第 7 号 | 浜中町農業振興地域整備計画の変更について |
| 日程第 1 4 | 議案第 8 号 | 浜中町農業振興地域整備計画の変更について |
| 日程第 1 5 | 議案第 9 号 | 農業委員会職員の任免について |
| 日程第 1 6 | | 次回総会日程（予定）について |

事務局 長

第21回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。
本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ9名であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。
それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議 長

おはようございます。
第21回総会の開催に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。
春雪解けも進み、年度末等何かとお忙しい中今総会に出席いただきましてありがとうございます。
今回は報告1件、議案9件を提出させていただいてはいますが、慎重審議をお願いいたしまして、簡単ではありますが開会の挨拶とさせていただきます。
それではよろしくご審議のほどよろしくをお願いいたします。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。
本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、6番百々委員、8番阿部委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。
本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局 長

(会務報告あるも省略)

議 長

事務局より報告が終わりました。
ただ今の会務報告を含め、本日の議案関係以外で質問等があれば、これを受けま
す。

各 委 員

(なしの声)

議 長

ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第6 報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告の内容を御説明申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定では、「農地又は採草放牧地について、同法第3条第1項に掲げる権利を取得した者は、農林水産省令で定めるところにより、その農地又は採草放牧地の存する市町村の農業委員会にその旨を届け出なければならない。」とされております。

この度の届出は、相続による権利の取得1件でございますが、
整理番号1の届出人は、円朱別西〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏と石狩郡〇〇町〇〇町〇〇番地〇、〇〇〇〇氏で、故 〇〇〇〇氏名義の農地について、平成〇〇年〇月〇〇日付けで所有権の取得をしたものでございます。

今回の届出により取得した農地は、円朱別西〇線〇番〇ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、持分の〇分の〇を〇〇〇〇氏、〇分の〇を〇〇〇〇氏が、それぞれ所有権を取得した旨の届出でございました。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、農政係長から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、報告第1号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、報告第1号を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

よって、報告第1号は、原案のとおり承認されました。

事務局長

日程第7 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」とされております。

本案は、賃貸借による権利の設定1件に伴う許可申請でございますが、整理番号1は、西円朱別西〇〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を西円朱別西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇に賃貸借による権利の設定をしようとするものでございます。

この土地につきましては、平成〇〇年〇月より〇〇〇〇氏が借り受けておりましたが、昨年〇〇月に合意解約され、新たに〇〇〇〇に貸し付けする旨の許可申請があったものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては長島主事より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本案届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添えいたします。

長島主事

(詳細説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当委員より補足説明を受けます。

まず、整理番号1について、1番橋場委員、お願いします。

橋場委員

議案第1号の補足説明をいたします。

今回の件は昨年〇〇さんが離農し、農地の賃貸を行い、この年は〇〇さんが借り

ていましたが、〇〇さんの諸事情により、今年より返すことになり、近隣の農家や〇〇さんに確認をしましたが、近隣に借りていただける人がいなかったため、他町村からも借りているぐらい土地が不足している〇〇さんが借りたいということで話が決まりました。〇〇は規模も大きくなり、粗飼料の不足が顕著になり、今回近隣ではありませんが、借りる人は土地の維持管理をしっかりしてほしいという〇〇さんの希望もあり、問題はないのではないかと思います。

以上、補足説明を終わります。

議 長

ありがとうございました。

それでは、これから議案第1号の質疑を行います。質疑ありませんか。
5番白川俊明委員。

白川俊明委員

〇番の土地、〇〇、〇〇〇の内〇〇、〇〇〇となっているが反対では。

農政係長

反対になっているので、訂正ください。トータルは問題ありません。

議 長

他に何かございませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第1号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することで御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第2号農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第2号農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第18条第1項では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で

定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約をしてはならない。」と規定されており、同項第2号においては、「ただし、合意による解約が、土地を引き渡すこととなる日より6ヶ月以内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。」とされております。

また、同条第6項では、「その解約が行われた場合には、当事者は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会に通知をしなければならない。」と規定されております。

本案は、1件の届出でございますが、
整理番号1は、茶内東〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏が、〇〇〇〇より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は茶内基線〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、契約期間は平成〇〇年〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約により平成〇〇年〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、長島主事の方から説明させていただきますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

長 島 主 事

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第2号の質疑を行います。本案については、〇番〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇委員退席)

それでは、これから、議案第2号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第2号を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

(〇〇委員入室)

日程第9 議案第3号農地法第52条の規定による賃借料情報の提供についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第3号農地法第52条の規定による賃借料情報の提供について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第52条では、「農業委員会は、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するほか、その所掌事務を適切に行うため、農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。」とされ、平成28年5月25日付け「28経営第509号 農地法の運用について」においても、「農業委員会は農地の賃貸借契約を締結する場合の目安となるよう、地域の実勢を踏まえた賃借料情報を提供すること。」という通知が、農林水産省経営局長より出されております。

本委員会では、平成30年1月から12月までに、農地法第3条及び農用地利用集積計画書、さらには農地中間管理事業による農用地利用配分計画書により、農地の賃貸借契約がされた賃借料のデータを収集し、最高額、最低額、平均額を算出し、これを町広報誌及び町ホームページにて公表しようとするものでございます。

以上、提案の理由及びその内容をご説明申し上げましたが、詳細につきましては農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農 政 係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第3号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第3号を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり公表することに御異議ありませんか。

各 委 員
議 長

(異議なしの声)
異議なしと認めます。
よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第4号農地法施行規則第17条の規定による別段面積(下限面積)の設定についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第4号農地法施行規則第17条の規定による別段面積(下限面積)の設定について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第3条第2項第5号では、「農地又は採草放牧地の権利を取得しようとする者が、その取得後に耕作する農地及び採草放牧地の面積の合計は、北海道では2ヘクタール、都府県では50アールに達しない場合、これを許可してはならない。」とされております。

これは、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、効率的かつ安定的に農業経営が継続されないことが想定されるため、許可後に経営する農地面積が一定以上にならないと許可できないとするものでございます。

一方、平成21年改正の農地法では、「農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部について、農地法で定める面積の範囲内で別段の面積を定め、これを公示したときは、その面積を下限面積として設定できる」こととしており、

さらに、別段の面積を定めている・いないに関係なく、毎年一度、農業委員会総会で下限面積が適切かどうか検討し、その結果を市町村のホームページ等で公表することとなっております。

今回、検討していただく内容でございますが、

(1)の適用については、「浜中町農業委員会として別段面積を設定しようとする場合には、設定しようとする面積未満の農地を経営する者の数が、総数の百分の四十を下回らないようにすること」、

また、(2)の適用については、「新規就農を促進するために別段面積を設定する場合には、設定区域内に耕作の目的に供されていない農地が相当程度あり、かつ、

2ヘクタール未満の農地を耕作する農家が増えたとしても、当該設定区域内における農業上の利用の確保に支障が生じるおそれがないこと」、

この2点を確認し、浜中町農業委員会として別段面積を定めるか、否かを決定していただくこととなりますが、

本町には、2015年の農林業センサスにおいて、2ヘクタール以上の農地を経営する農家は9割を超えており、かつ農地法第30条に基づく利用状況調査の結果、町内に耕作の目的に供されていない農地は存在しないため、(1)及び(2)の適用について、農地法で定めている現行の別段面積(下限面積)2ヘクタールの変更は行わないということで、平成31年度の別段面積の設定をさせていただきたいと考えております。

以上、本案について提案の理由及びその内容をご説明申し上げましたが、詳細につきましては農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第4号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第4号を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり別段面積の設定は行わないということで御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第5号農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第5号農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について、提案の

理由及びその内容をご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項では、「農業委員会は、認定農業者若しくは認定就農者から、農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申し出または農用地の所有者から利用権の設定等について、あっせんを受けたい旨の申し出があった場合には、それらの申し出の内容を勘案して認定農業者または認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされております。

本案は、熊牛西〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏より、所有農地〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡について、賃貸借による利用権の設定申出でございますが、農地利用の調整に係る調整委員のご指名について審議をお願いするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては長島主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

長 島 主 事

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
まず、本案について、質疑があれば受けたいと思います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、調整委員の指名を行います。
お諮りいたします。
調整委員の選出については、議長からの指名ということにしたいと思います。よろしいでしょうか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議がないようですので、私の方からご氏名させていただきます。
整理番号1については、農地部会対応ということをお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

それでは、ただいま指名した方々に調整をお願いいたします。

日程第12 議案第6号農用地利用集積計画作成要請についてを議題とします。
提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第6号農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項では、「農業委員会は、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとする。」としております。

本案は、賃貸借権の設定5件による農用地利用集積計画書の作成要請でございますが、

整理番号1から5の利用権を設定する者は、浜中東〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏で、経営廃止に伴う所有農地の利用権設定でございます。

整理番号1の対象地は、浜中基線〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇〇〇㎡で、この土地を浜中東〇線〇〇番地、〇〇〇〇に利用権の設定、

整理番号2の対象地は、浜中東〇線〇〇番〇ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を浜中東〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に利用権の設定、

整理番号3の対象地は、浜中東〇線〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を茶内旭〇丁目〇〇番地、〇〇〇〇氏に利用権の設定、

整理番号4の対象地は、浜中東〇線〇〇番〇ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を浜中東〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に利用権の設定、

整理番号5の対象地は、浜中東〇線〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を浜中桜北〇〇番地、〇〇〇〇に利用権の設定をしようとするものでございます。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものでありますが、詳細につきましては、長島主事より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

長 島 主 事	(詳細説明あるも省略)
議 長	事務局より提案理由の説明が終わりました。 これから議案第6号の質疑を行います。 まず、整理番号1について、質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。 2番嵯峨委員。
嵯 峨 委 員	〇〇さんは現在、〇〇の生産を行っているが、〇〇ページの利用権の設定等を受ける者の主たる経営作目が〇〇になっているが、このような書き方にしかないのか。〇〇とかそういう書き方にならないか。
農 政 係 長	農林課の方で作成している〇〇〇〇計画を元にこちらに転記しているが、再度確認いたします。
嵯 峨 委 員	〇〇をしてない者が〇〇という言い回しをするのは変ではないか。
農 政 係 長	〇〇〇〇計画の方でどのような扱いをとっているのか確認し、それを元に〇〇〇〇計画を作っているなので、それをもう一度確認いたします。
議 長	のちほど調べて調整いたします。 他にございませんか。
各 委 員	(なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。 6番百々委員。

百々委員	農業従事者の数が〇人となっているが、〇人ではないような気がするが。
農政係長	こちらについても、〇〇〇〇計画書が基本となってこの人数を載せることになっているが、〇〇〇〇計画書では〇〇さんと〇〇さんが農業従事者ということで、登録されている。〇〇されている方ではないと思うが、確認させていただきます。
議長	こちらについてものちほど調べてご報告いたします。 他にございませんか。
各委員	(なしの声)
議長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号5の質疑を行います。質疑ありませんか。 2番嵯峨委員。
嵯峨委員	議案関係書類の整理番号が1になっている。 さきほどと同じように〇〇〇〇名が〇〇となっているが、どうなのか。
農政係長	こちらを確認させていただきます。 こちらについては〇〇の〇〇〇〇書を年に〇度提出していただいております、その報告書の中に事業の状況が書かれております。
議長	ただいま議案第6号の件に関して3点ほど確認事項がございますので、ここで暫時休憩に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。
各委員	(異議なしの声) (休憩 午前11時20分) (再開 午前11時30分)
議長	会議を再開いたします。 議案第6号の質疑の中でありました整理番号3、4、5について事務局より説明をお願いいたします。
農政係長	〇〇ページ整理番号〇については、〇〇という届出になっておりました。 〇〇〇〇さんについては、〇〇就農者ということで〇〇〇〇計画の届出がされており、それが〇〇〇ということになっております。〇年経過すると〇〇の〇〇〇〇計画の方に変更していくということになります。

続きまして〇〇ページ整理番号4〇〇さんの農業従事者の数でございますが、担当課の方で〇〇さんの〇〇計画を古い状態のまま変更をかけていないようでこれから整理していくということでした。それで今のところは〇人のままでお願いしたいと思います。今後の整理によって人数が変更していく場合があるかと思ひます。

続いて〇〇ページ整理番号5の〇〇〇〇の事業の状況です。農畜産物名を〇〇と書いていますが、主たる農畜産物名は〇〇〇〇になります。関連事業等の内容の方は〇〇〇〇になります。このように訂正願ひます。

議長 事務局より説明がありました整理番号3について、他に何かご質問ございますか。

各委員 (なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
続きまして整理番号4について、他に質疑ございますか。

各委員 (なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
続きまして整理番号5について、他に質疑ございますか。

各委員 (なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号3を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号4を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号5を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第7号浜中町農業振興地域整備計画の変更についてを議題と
します。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第7号浜中町農業振興地域整備計画の変更について、提案の理由及びその内
容をご説明申し上げます。

本案については、平成31年3月7日付け浜農振で、浜中町農業振興地域整備計
画書の変更について、町長より意見照会があったものですが、

農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定では、「市町村は、農業振興地域整備基本方針の変更若しくは農業振興地域の区域の変更により、基礎調査の結果、または経済事情の変動その他の推移により必要が生じたときは、農業振興地域整備計画を変更しなければならない。」と定められており、同法施行規則第3条の2の規定において、「市町村が農業振興地域整備計画を変更する場合には、農業委員会の意見を聴くものとする。」とされております。

今回の変更は、農家住宅の建設及び土地の現況証明願による非農地判断に係る農用地区域からの除外を行おうとするもので、先ほど御説明いたしました「経済事情の変動その他の推移」による計画書の変更でございますが、整備計画の変更案について意見を求められた本委員会といたしましては、総会において、変更案について適正であるか否かの協議をし、その結果を町長に報告することとなっております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、農政係長から説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第7号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第7号を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり適正であると判断することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第7号は、原案のとおり適正であると判断し、その旨を記載した回答書を町長に送付することに決定いたしました。

日程第14 議案第8号浜中町農業振興地域整備計画の変更についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第8号浜中町農業振興地域整備計画の変更について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

本案については、平成31年3月7日付け浜農振で、農業振興地域整備計画の変更に係る事務手続き等の迅速化について、町長より意見照会があったものですが、整備計画変更の法的根拠については、議案第7号の提案の際に御説明いたしましたので、省略させていただき、事務手続きの迅速化に至った経緯について、説明させていただきたいと思っております。

平成30年3月30日付け、農林水産省農村振興局長通知では、「農業振興地域整備計画の変更及び農地転用許可に係る手続きに全体として一定の時間を要する中で、農家住宅の建設に時間がかかり、農業後継者や新規就農者の営農に支障が生じる事例がある旨の指摘を踏まえ、平成29年12月26日に閣議決定された「地方からの提案等に関する対応方針」において、農業振興地域整備計画の変更について、事務手続きの迅速化を図ること」とされました。

市町村が定めている農業振興地域整備計画は、農業振興地域の整備に関する法律の規定により、それぞれ定められているものですが、今回変更しようとしている公告縦覧期間については、本法律第11条において、公告の日からおおむね30日間と規定されております。

浜中町としては、先ほどの農林水産省農村振興局長通知に基づき、公告縦覧期間を30日間から10日間に変更し、事務手続きの迅速化を図ろうというものでございますが、整備計画の変更案について意見を求められた本委員会といたしましては、総会において、変更案について適正であるか否かの協議をし、その結果を町長に報告することとなっております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、農政係長から説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農政係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第8号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第8号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり適正であると判断することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり適正であると判断し、その旨を記載した回答書を町長に送付することに決定いたしました。

日程第15 議案第9号農業委員会職員の任免についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第9号農業委員会職員の任免について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農業委員会職員は、一般職たる地方公務員であり、農業委員会等に関する法律の規定を受けるほか、その身分取扱処遇等については地方公務員法の適用を受けるものとなっております。

本案は、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づき、職員の任免を受けようとするものでありますが、町の人事異動に伴い、農政係長 ○○○○の浜中町への出向と、町部局より○○○○を農業委員会職員として採用させる旨の申し出が、町長からありました。

この度採用する○○○○につきましては、現在、町の○○○○の職にありますが、この度農業委員会職員に任命の上、農政係長に発令しようとするものでございます。

発令月日につきましては、それぞれ4月1日付けでございます。

以上、提案の理由及び内容についてご説明申し上げましたが、任免事項については長島主事に朗読させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

長 島 主 事

(任免事項朗読あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第9号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第9号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

日程第16 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事 務 局 長 次回総会日程につきましては、4月26日、金曜日、午前10時からを提案いたします。

議 長 事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、4月26日、金曜日、午前10時からということによろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議がないようなので、次回総会日程については、4月26日、金曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。

これで、第21回浜中町農業委員会総会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

閉会時刻 午後0時05分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 梅原 順一

浜中町農業委員会

6番 百々 栄二

浜中町農業委員会

8番 阿部 栄子

農地法第3条調査書

調査日：平成31年 3月20日

第21回浜中町農業委員会総会
議案第1号 整理番号1 (賃借権設定)

貸付人	○ ○ ○ ○	借受人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	橋場委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	借主は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	農地所有適格法人以外の法人ではない。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	借主は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は貸主の所有地であり転貸には当たらない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	<p>本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については、農業委員1名と事務局1名が現地状況等を確認した。</p>			しない	

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 2 1 回浜中町農業委員会総会

議案第 6 号 整理番号 1 (賃借権設定)

利用権を設定 する者	○ ○ ○ ○	利用権の設定 を受ける者	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中 田 昌 浩
法第 18 条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第 3 項第 1 号 (基本構想適合)	農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)	権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。			する	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)	耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く)			する	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)	第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)	第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。			—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の同意)	利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。			—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える 同意)	5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。			—	

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 2 1 回浜中町農業委員会総会

議案第 6 号 整理番号 2 (賃借権設定)

利用権を設定 する者	○ ○ ○ ○	利用権の設定 を受ける者	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中 田 昌 浩
法第 18 条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第 3 項第 1 号 (基本構想適合)	農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)	権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。			する	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)	耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く)			する	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)	第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)	第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。			—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の同意)	利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。			—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える 同意)	5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。			—	

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 2 1 回浜中町農業委員会総会

議案第 6 号 整理番号 3 (賃借権設定)

利用権を設定 する者	○ ○ ○ ○	利用権の設定 を受ける者	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中 田 昌 浩
法第 18 条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第 3 項第 1 号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く)		する	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)		第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)		第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える 同意)		5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。		—	

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 2 1 回浜中町農業委員会総会

議案第 6 号 整理番号 4 (賃借権設定)

利用権を設定 する者	○ ○ ○ ○	利用権の設定 を受ける者	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中 田 昌 浩
法第 18 条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第 3 項第 1 号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く)		する	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)		第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)		第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える 同意)		5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。		—	

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 2 1 回浜中町農業委員会総会

議案第 6 号 整理番号 5 (賃借権設定)

利用権を設定 する者	○ ○ ○ ○	利用権の設定 を受ける者	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中 田 昌 浩
法第 18 条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第 3 項第 1 号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く)		する	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)		第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)		第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		する	
第 3 項第 4 号 (共有持分の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える 同意)		5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。		—	